

平成20年6月11日

木材・木材製品の合法性等の証明方法の今後のあり方の検討について（案）

1 趣 旨

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明については、現在、林野庁ガイドラインに則り進めているが、本証明方法検討部会等でも現行のガイドラインに関する課題等が指摘されている。このため、これらの課題等を踏まえ、より信頼性の高い合法性証明等がなされた木材の利用を更に推進していくため、今後の証明方法のあり方等について検討を行うこととする。

2 検討項目

合法性等の証明システムの検証結果等を踏まえ、以下の項目について検討を行うこととする。

- ① 合法性、持続可能性の証明方法について
- ② 需要者側への、証明制度と証明された木材・木材製品の普及方策について
- ③ 供給者側への、証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策について
- ④ その他

3 検討体制

より濃密かつ迅速な検討を行うため、違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会の下に、小委員会を設置し、検討することとする。

4 検討期間

7月から小委員会を開催し、年内に取りまとめを行う。